

会員配布用 岐阜県PTA見舞金給付会について

見舞金給付会とは

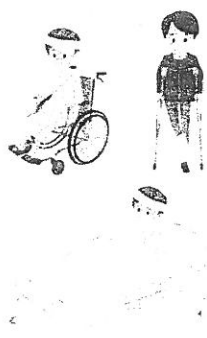
○PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。



損害賠償責任保険にも加入しています

○PTAが主催・共催する活動中に、その管理や運営に不備があり、他人の身体や財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合、委託保険会社から保険金が支払われます。

災害や事故が発生した場合、速やかに報告書の提出（FAXによる送信）を



○傷害事故や賠償責任事故が発生した場合の報告者は、被災者自身ではなく被災者が所属するPTAの会長となっていますが、実務は教頭先生にお願いしています。災害発生時は、速やかに報告書の提出をお願いします。

傷害に対する給付金の種類・賠償責任事故に対する保険金の種類

○傷害に対しては、①通院見舞金 ②入院見舞金 ③手術見舞金 ④後遺障害見舞金 ⑤死亡弔慰金 を給付いたします。

○賠償事故の場合、①対人 ②対物 ③借用物 に対し、委託保険会社から直接保険金が支払われます。

給付金や保険金の決定（審査会）

○見舞金や弔慰金等の給付額については、『岐阜県PTA見舞金給付会手引（毎年、各学校に配布）』及び『岐阜県PTA連合会のHP』に掲載しております。そちらを是非ご参照ください。

○見舞金の給付については、岐阜県PTA連合会の特別委員会である「審査会（定期的に開催）」で、給付額等を審査・決定していただく仕組みになっています。

○賠償事故については、保険金額の決定や支払い等対応すべてを委託保険会社に委託しております。

事故発生から給付（支払）までの流れ

①PTA主催・共催活動直後には、事故（傷害事故、賠償責任事故）の有無を必ず確認してください。

②傷害事故、賠償事故があった場合、速やかに報告書を作成し、FAXでお送りください。（報告期限を過ぎると、給付できません。）

③FAX受信後、今後の手続きなどを文書（FAX）でお知らせします。

④治療が完了した場合、速やかに『給付申請書』等の必要書類を郵送してください。

⑤見舞金は、PTA名義の口座に振り込みます。同時に給付通知も郵送いたします。

⑥賠償事故の場合の保険金は、委託保険会社から直接、ご指定の口座に振り込まれます。



※※※ 詳しくは、『岐阜県PTA連合会のホームページ』をご参照ください ※※※